

外國船難被ノ義事由
于鳴南派別即單冠灣内於方米田船ボリ
手破損ノ儀ニ付聞申

与使管下才二十六日區貳小區十區國派別即單冠灣内岸
トシモイ於テ本年五月廿五日米田船スリウネル形ボリ
フシド号暴風激波ノ為ニ漂到破損候ニ付川清中流者使
官員不取敢救援ノ手配ヲシ船甚始ノ別記未組、
人員一統無恙上使候ニ付夫々保護ヲ加ヘ軍具船中番械
漂流物品等ハ扶助人夫ヲ以テ悉皆上ニ運搬為致候事
歌日、陸使船ノ都合ヲ以テ函館港ニ護送シ六月二日并
同亦八日同送來、在駐門國領事館、市人員引渡シ候旨
函館支廳ヨリ届出候条以段聞申仕候也

明治十一年七月 日

開拓長官黒田清隆

月石史子言

太政大臣三條實美殿

米國船スクウネル形ボウフキンド號
乗組人員

船長

米國人

シヤアレイ
ネドワルド、ゼウキンスロウ
ゼイレス、ウキンスロウ
ウキレヤム、ウキンセツト

イ
エ
ト

以上五名ハ^{凡此}東雲丸ニテ六月二日函館
著即日米國領事館江引渡ス

獨逸國人

チヤアレス

自前年入江引渡ス

本入ハ軍艦灣ヨリ直ニ露國船スクウ
ホル形ロワテイ号ニ便乞シテ立去ル
マアルテン、ミラ

米國人

チヤアレス、エフ、クレポウ
トウマス、ペレン
ジヨーン、バア
エ、デエスコル
エチ、テラネ

伊國人

シヨーン、ニツケル
マアル、テ
ダヨアル、モウテン

以上十名ハ^{汽船}全濟丸ニテ六月廿八日函
館著即日同國領事館江引渡ス

以治上一年分月廿四

長官

予記及

○ ○ ○

受寄回分領也

會計課

○

記録課

○

乙第 六拾三号

当使管内旅費減額之裁上申

当使管内旅費之裁旅費定則第二十章之趣。然

自今每年四月十日十月三十日付別表之通支給之其系

之月ハ返還積習之候テ人馬費用等ハ其ノ内ニ

63

員石史